

青果市場跡地活用に関する民間提案公募 参加資格に関する質問に対する回答

平成29年1月5日

回答日	質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1月5日	1	公募概要	8	1-9(3)	本公募の参加不参加に係わらず、事業者公募には参加可能という認識でよいのか。また、本公募の内容も事業者公募の評価に影響はないのでしょうか。	公募要項の通りです。 ・公募要項P14 3-12「今回の民間提案公募への応募の有無にかかわらず、今後の事業者公募に参加することは可能とします。」 ・公募要項P8 1-7「対話事業者については、優劣の評価はつけず、今後実施する予定の開発事業者公募での優先交渉権になることはありません。」
1月5日	2	様式3		提出書類の押印について	提出書類の押印の印鑑は指定はありますでしょうか。認印等でも良いのでしょうか。	押印の印鑑について指定はありません。
1月5日	3	様式4,6		「応募者の代表法人および構成員一覧表」 「委任状(代表法人)」	グループでの提出の場合、グループ企業が決まっていなかった場合は記載ができないので提出しなくても良いのでしょうか。	グループ企業が決まっていない場合は、グループ企業について様式4, 6について提出の必要はありません。
1月5日	4	様式8		⑤会社概要	弊社HPに会社概要を記載していますが、そのまま流用する形でよいのでしょうか。	会社概要について様式の指定はありません。
1月5日	5	様式8		⑥徴収金滞納のないことの証明書、納税証明書の写し	いつの時期のものが必要になりますでしょうか。直近の1年でよいのでしょうか。	市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明「その3の3」(消費税及び地方消費税)の写しについて、直近の2年分を提出してください。
1月5日	6	様式8		⑥徴収金滞納のないことの証明書、納税証明書の写し	「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」について、福岡市で事業を行っていない場合は提出しなくてもよろしいのでしょうか。もしくは事業を行っている行政にて証明書を発行してもらう必要があるのでしょうか。その場合、当方所在地の行政では「滞納がないことの証明書」の発行はしてないとのことですがどのように対応すればよろしいのでしょうか。	福岡市内に法人本部がない場合は、本部所在地市町村発行の証明書を提出してください。 「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」等を発行していない場合は、滞納が無いことが分かる、納税証明書等を提出してください。